

土地収用法（以下「法」という。）第24条第1項の規定により京都府知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、その書類を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条第1項の規定により京都府知事に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条第1項の規定により京都府知事に意見書を提出することができます。

平成23年6月23日

京都市上京区長 豊田 博一

1 起業者の名称

京都市

2 事業の種類

京都市上京区総合庁舎建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

京都府京都市上京区新町室町の間今出川上る畠山町、新町通今出川上る元新在家町及び今出川通室町西入堀出シ町地内

(2) 使用の部分

なし

4 縦覧場所

京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町289番地

京都市上京区役所区民部総務課

5 縦覧期間及び時間

公告の日から平成23年7月7日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

（上京区役所区民部総務課）